

環水大総発第1303251号

平成25年3月25日

警察庁交通局長

外務省経済局長

経済産業省産業技術環境局長

経済産業省資源エネルギー庁次長

殿(単名各通)

一般社団法人日本建設機械施工協会会長

一般社団法人日本建設機械工業会会長

一般社団法人日本農業機械工業会会長

社団法人日本産業車両協会会長

一般社団法人日本陸用内燃機関協会会長

環境省水・大気環境局長

自動車排出ガスの量の許容限度の一部改正について(通知)

今般、平成20年1月の中央環境審議会答申「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について(第九次答申)」及び平成24年8月の同答申「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について(第十一次答申)」に基づき、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第19条第1項に規定する自動車排出ガスの量の許容限度(昭和49年1月環境庁告示第1号)の一部を別紙のとおり改正することとしたので通知します。

○環境省告示第三十二号

大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第十九条第一項の規定に基づき、自動車排出ガスの量の許容限度（昭和四十九年一月環境庁告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十八日

環境大臣 石原 伸晃

別表第一の一酸化炭素の項中「八モードによる測定並びに」を「八モードによる測定又はRMCによる測定並びに」に、「NRTCモード」を「NRTC」に改め、同表の非メタン炭化水素（排気管から排出されるものに限る。）の項中「八モードによる測定並びに」を「八モードによる測定又はRMCによる測定並びに」に、「NRTCモード」を「NRTC」に改め、同表の炭化水素のブローバイガスとして排出されるものの項中

ガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車	一走行による測定	○グラム
ガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする普通	一走行による測定	○グラム

を

自動車、小型自動車及び軽自動車

軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満のもの

一走行による測定

〇グラム

に

改め、同表の窒素酸化物の項中「八モードによる測定並びに」を「八モードによる測定又はRMCによる測定並びに」に、「NRTCモード」を「NRTC」に、「四・四グラム」を「〇・五三グラム」に、「二・七グラム」を「〇・五三グラム」に改め、同表の粒子状物質の項中「八モードによる測定並びに」を「八モードによる測定又はRMCによる測定並びに」に、「NRTCモード」を「NRTC」に改め、同表の粒子状物質のうちディーゼル黒煙の項を削り、同表の備考第十四号中「NRTCモード」を「NRTC」に改め、同第十五号中「NRTCモード」を「NRTC」に、「第三号」を「第十四号」に改め、同表の備考に次の二号を加える。

十六 RMCによる測定とは、自動車を次の表の上欄に掲げる運転順序に従い、同表の中欄に掲げる運転条件で同表の下欄に掲げる時間運転する場合に排気管から排出される排出物に含まれる自動車排出ガスの単位時間当たりの質量を、同表の中欄に掲げる運転条件で運転する場合に発生した仕事

率で除することにより単位時間及び単位仕事率当たりの自動車排出ガスの質量を測定する方法をいう。

運転 順序	運 転 条 件	時 間 (秒)
一	原動機を無負荷運転している状態	百二十六
二	原動機を一の項の状態から三の項の状態になるまで直線的に移行させる状態	二十
三	原動機を中間回転数（原動機が最大トルクを発生する回転数（以下この項において「最大トルク発生回転数」という。）をいう。ただし、最大トルク発生回転数が原動機の定格回転数の六十パーセントの回転数未満の場合にあつては、中間回転数は定格回転数の六十パーセントの回転数とし、最大トルク発生回転数が原動機の定格回転数の七十五パーセントの回転数を	百五十九

				<p>超える場合にあつては、中間回転数は定格回転数の七十五パーセントの回転数とする。以下この表において同じ。）でその負荷を全負荷にして運転している状態</p>	
	四	<p>原動機を三の項の状態から五の項の状態になるまで直線的に移行させている状態</p>		二十	
	五	<p>原動機を中間回転数でその負荷を全負荷の五十パーセントにして運転している状態</p>		百六十	
	六	<p>原動機を五の項の状態から七の項の状態になるまで直線的に移行させている状態</p>		二十	
	七	<p>原動機を中間回転数でその負荷を全負荷の七十五パーセントにして運転している状態</p>		百六十二	

八	<p>原動機を七の項の状態から九の項の状態になるまで直線的に移行させている状態</p>	二十
九	<p>原動機を定格出力時の回転数でその負荷を全負荷にして運転している状態</p>	二百四十六
十	<p>原動機を九の項の状態から十一の項の状態になるまで直線的に移行させている状態</p>	二十
十一	<p>原動機を定格出力時の回転数でその負荷を全負荷の十パーセントにして運転している状態</p>	百六十四
十二	<p>原動機を十一の項の状態から十三の項の状態になるまで直線的に移行させている状態</p>	二十
十三	<p>原動機を定格出力時の回転数でその負荷を全負荷の七十五パーセントにして運転している状態</p>	二百四十八

十四	原動機を十三の項の状態から十五の項の状態になるまで直線的に移行させている状態	二十
十五	原動機を定格出力時の回転数でその負荷を全負荷の五十パーセントにして運転している状態	二百四十七
十六	原動機を十五の項の状態から十七の項の状態になるまで直線的に移行させている状態	二十
十七	原動機を無負荷運転している状態	百二十八

十七 軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて定格出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満のものに係るブローバイガスとして排出される炭化水素の量の許容限度は、当該大型特殊自動車について次の表に定める許容限度を適用する場合には、適用しないことができる。

自動車排出ガスの種類	自動車の種別	測定の方法	自動車排出ガスの量の許容限度
非メタン炭化水素（排気管から排出されるもの及びブローバイガスとして排出されるものに限る。	軽油を燃料とする過給機付の大型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	八モードによる測定又はRMCによる測定並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCによる測定であつて、暖機状態でのNRTCによる排出ガス量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる排出ガス量に〇・一を乗じた値との和を暖機状態でのNRTCによる仕事量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる	一キロワット時当たり〇・九グラム（定格出力が五十六キロワット以上五百六十キロワット未満の大型特殊自動車にあつては、一キロ

別表第一の二の一酸化炭素の項中「八モードによる測定」を「八モードによる測定又はRMCによる測定」に、「NRTCモード」を「NRTC」に改め、同表の非メタン炭化水素（排気管から排出されるものに限る。）の項中「八モードによる測定」を「八モードによる測定又はRMCによる測定」に、「NRTCモード」を「NRTC」に改め、同表の炭化水素のブローバイガスとして排出されるものの項中

	る仕事量に〇・一を乗じた値 との和で除した値	ワット時当 たり〇・二 五グラム)

ガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする普通自動車、小型自動車、軽自動車及び原動機付自転車	一走行による測定	〇グラム
--	----------	------

を

ガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする普通自動車、小型自動車、軽自動車及び原動機付自転車	一走行による測定	〇グラム
--	----------	------

	<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満のもの</p>	<p>一走行による測定</p>	<p>〇グラム</p>
--	--	-----------------	-------------

に

改め、同表の窒素酸化物の項中「八モードによる測定」を「八モードによる測定又はRMCによる測定」に、「NRTCモード」を「NRTC」に、「三・三グラム」を「〇・四グラム」に、「二・〇グラム」を「〇・四グラム」改め、同表の粒子状物質の項中「八モードによる測定」を「八モードによる測定又はRMCによる測定」に、「NRTCモード」を「NRTC」に改め、同表の粒子状物質のうちディーゼル黒煙の項を削り、同表の備考を次のように改める。

備考

- 一 平均値とは、当該自動車及び当該自動車と同一の型式であつて既に法第七十五条第四項の検査又は規則第六十二条の三第五項の検査を終了したすべてのものにおける平均値をいう。
- 二 軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて定格出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満のものに係るブローバイガスとして排出される炭化水素の量の許容限度は、当該大型特殊自動車又は小型特殊自動車について次の表に定める許容限度を適用する場合には、適

用しないことができる。

自動車排出ガスの種類	自動車の種別	測定の方法	自動車の排出ガスの量の許容限度
非メタン炭化水素（排気管から排出されるもの及びブローバイガスとして排出されるもの	軽油を燃料とする過給機付の大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	八モードによる測定又はRM Cによる測定の平均値並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCによる測定であつて、暖機状態でのNRTCによる排出ガス量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる排出ガス量に〇・一を乗じた値との和を暖機状態でのNRTC	一キロワット時当たり〇・七グラム（定格出力が五十六キロワット以上五百六十キロワット未満の大型特殊自動

に限る。

TCによる仕事量に0・九を乗じた値と冷機状態でのNR TCによる仕事量に0・一を乗じた値との和で除した値の平均値

車又は小型特殊自動車にあつては、一キロワット時当たり0・一九グラム)

別表第二の粒子状物質のうちディーゼル黒煙の項中

<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上三十七キロワット未満のもの</p>	<p>無負荷急加速時の測定</p>	<p>二十五パーセン</p>
<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が三十七キロワット以上五十六キロワット未満のもの</p>	<p>無負荷急加速時の測定</p>	<p>二十五パーセン</p>

ロワット未満のもの	軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が五十六キロワット以上七十五キロワット未満のもの	軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が七十五キロワット以上百三十キロワット未満のもの	軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が百三十キロワット以上五百六十キロワット未満のもの
	無負荷急加速時の測定	無負荷急加速時の測定	無負荷急加速時の測定
	二十五パーセント	二十五パーセント	二十五パーセント
軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車	無負荷急加速時の測定	光吸収係数○・	

を

であつて、定格出力が十九キロワット以上五百六十キ定
ロワット未満のもの

五〇Bー

に

改め、同表の備考第六号中「自動車」を「軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（二輪自動車を除く。）」に改め、同号を同第七号とし、同第五号の次に次の一号を加える。

六 法第五十九条第一項の新規検査若しくは法第七十一条第一項の予備検査又は規則第六十二条の第三項の検査を受けて運行の用に供しようとする際、平成十七年六月二十八日環境省告示第六十五号による改正後の別表第一及び別表第一の二の適用を受けていない軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車に係るこの表の適用については、粒子状物質のうちディーゼル黒煙の項の規定は、適用しない。

別表第二の備考に次の二号を加える。

八 法第五十九条第一項の新規検査若しくは法第七十一条第一項の予備検査又は規則第六十二条の第三項の検査を受けて運行の用に供しようとする際、平成二十二年三月十八日環境省告示第十七号による改正後の別表第一及び別表第一の二の適用を受けていない軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車（平成十七年六月二十八日環境省告示第六十五号による改正後の別表第一及び別表第一の二の適用を受けていないものを除く。）に係るこの表の適用については、粒子状物質の

うちディーゼル黒煙の項中「光吸収係数〇・五〇B₁」とあるのは、「四十パーセント（定格出力が三十七キロワット以上五十六キロワット未満の大型特殊自動車又は小型特殊自動車にあつては三十五パーセント、定格出力が五十六キロワット以上七十五キロワット未満の大型特殊自動車又は小型特殊自動車にあつては三十パーセント、定格出力が七十五キロワット以上五百六十キロワット未満の大型特殊自動車又は小型特殊自動車にあつては二十五パーセント）」とする。

九 法第五十九条第一項の新規検査若しくは法第七十一条第一項の予備検査又は規則第六十二条の第三項の検査を受けて運行の用に供しようとする際、平成二十五年三月二十八日環境省告示第三十二号による改正後の別表第一及び別表第一の二の適用を受けていない軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車（平成二十二年三月十八日環境省告示第十七号による改正後の別表第一及び別表第一の二の適用を受けていないものを除く。）に係るこの表の適用については、粒子状物質のうちディーゼル黒煙の項中「光吸収係数〇・五〇B₁」とあるのは、「二十五パーセント」とする。

○自動車排出ガスの量の許容限度の一部を改正する件新旧対照条文（抄）（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第十九条第一項の規定に基づき、自動車排出ガスの量の許容限度を次のように定め、自動車排出ガスの量の許容限度（昭和四十七年十二月環境庁告示第百十五号）は、廃止する。

大気汚染防止法第十九条第一項の自動車排出ガスの量の許容限度は、次の各号に掲げるとおりとする。

一（三）（略）

大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第十九条第一項の規定に基づき、自動車排出ガスの量の許容限度を次のように定め、自動車排出ガスの量の許容限度（昭和四十七年十二月環境庁告示第百十五号）は、廃止する。

大気汚染防止法第十九条第一項の自動車排出ガスの量の許容限度は、次の各号に掲げるとおりとする。

一（三）（略）

別表第一

別表第一

自動車排出ガスの種類	自動車の種別	測定の方法	自動車排出ガスの量の許容限度	
	自動車の種類			
	（略）			
一酸化炭素	（略）	軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が十九	八モードによる測定又はRMCに	一キロワット時

自動車排出ガスの種類	自動車の種別	測定の方法	自動車排出ガスの量の許容限度	
	自動車の種類			
	（略）			
一酸化炭素	（略）	軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が十九	八モードによる測定並びに暖機状態	一キロワット時

キロワット以上三十
七キロワット未満の
もの

よる測定並
びに暖機状
態でのNR
TCによる
測定及び冷
機状態での
NRTCに
よる測定で
あつて、暖
機状態での
NRTCに
よる排出ガ
ス量に〇・
九を乗じた
値と冷機状
態でのNR
TCによる
排出ガス量
に〇・一を
乗じた値と
の和を暖機
状態でのN

キロワット以上三十
七キロワット未満の
もの

態でのNR
TCモード
による測定
及び冷機状
態でのNR
TCモード
による測定
であつて、
暖機状態で
のNRTC
モードによ
る排出ガス
量に〇・九
を乗じた値
と冷機状態
でのNRTC
モードに
よる排出ガ
ス量に〇・
一を乗じた
値との和を
暖機状態で

	<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が三十七キロワット以上七十五キロワット未満のもの</p>
<p>R T C による仕事量に ○・九を乗じた値と冷機状態での N R T C による仕事量 に○・一を乗じた値との和で除した値</p>	<p>八モードによる測定又は R M C に よる測定並びに暖機状態での N R T C による測定及び冷機状態での</p>
	<p>一キロワット時 当たり六・五グ ラム</p>

	<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が三十七キロワット以上七十五キロワット未満のもの</p>
<p>の N R T C モードによる仕事量に ○・九を乗じた値と冷機状態での N R T C モードによる仕事量に○・一を乗じた値との和で除した値</p>	<p>八モードによる測定並びに暖機状態での N R T C モードによる測定及び冷機状態での N R T C モード</p>
	<p>一キロワット時 当たり六・五グ ラム</p>

NRTCによる測定であつて、暖機状態でのNRTCによる排出ガス量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる排出ガス量に〇・九を乗じた値との和を暖機状態でのNRTCによる仕事量に

による測定であつて、暖機状態でのNRTCのモードによる排出ガス量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCのモードによる排出ガス量に〇・九を乗じた値との和を暖機状態でのNRTCのモードによる仕事量に

軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が七十五キロワット以上百三十キロワット未満のもの	八モードによる測定又はRMCによる測定並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCによる測定であつて、暖機状態でのNRTCによる排出ガ	よる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値	一キロワット時 当たり六・五グラム
		八モードによる測定又はRMCによる測定並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCによる測定であつて、暖機状態でのNRTCによる排出ガ	

軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が七十五キロワット以上百三十キロワット未満のもの	八モードによる測定又はRMCによる測定並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCによる測定であつて、暖機状態でのNRTCによる排出ガ	NRTCモードによる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値	一キロワット時 当たり六・五グラム
		八モードによる測定又はRMCによる測定並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCによる測定であつて、暖機状態でのNRTCによる排出ガ	

軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が百三十キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	八モードによる測定又はRMCによる測定並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCによる測定であつて、暖機状態でのNRTCによる排出ガスの量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる排出ガスの量	一キロワット時 当たり四・六グ ラム
---	---	--------------------------

軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が百三十キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	八モードによる測定並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCによる測定であつて、暖機状態でのNRTCによる排出ガスの量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる排出ガスの量	一キロワット時 当たり四・六グ ラム
---	---	--------------------------

のに限る。	気管から排出されるも	軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が十九	非メタン炭化水素(排)	(略)	
はRMCに	八モードによる測定又は	一キロワット時			に〇・一を乗じた値との和を暖機状態でのNRTCによる仕事量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値
ラム	びに暖機状態	ラム			

のに限る。	気管から排出されるも	軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が十九	非メタン炭化水素(排)	(略)	
びに暖機状態	八モードによる測定並びに	一キロワット時			ス量に〇・一を乗じた値との和を暖機状態でのNRTCモードによる仕事量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCモードによる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値
ラム	びに暖機状態	ラム			

キロワット以上三十
七キロワット未満の
もの

よる測定並
びに暖機状
態でのNR
TCによる
測定及び冷
機状態での
NRTCに
よる測定で
あつて、暖
機状態での
NRTCに
よる排出ガ
ス量に〇・
九を乗じた
値と冷機状
態でのNR
TCによる
排出ガス量
に〇・一を
乗じた値と
の和を暖機
状態でのN

キロワット以上三十
七キロワット未満の
もの

態でのNR
TCモード
による測定
及び冷機状
態でのNR
TCモード
による測定
であつて、
暖機状態で
のNRTC
モードによ
る排出ガス
量に〇・九
を乗じた値
と冷機状態
でのNRTC
モードに
よる排出ガ
ス量に〇・
一を乗じた
値との和を
暖機状態で

	<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が三十七キロワット以上五十六キロワット未満のもの</p>
<p>R T C による仕事量に ○・九を乗じた値と冷機状態での N R T C による仕事量に ○・一を乗じた値との和で除した値</p>	<p>八モードによる測定又は R M C に よる測定並びに暖機状態での N R T C による測定及び冷機状態での</p>
	<p>一キロワット時 当たり○・九グ ラム</p>

	<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が三十七キロワット以上五十六キロワット未満のもの</p>
<p>の N R T C モードによる仕事量に ○・九を乗じた値と冷機状態での N R T C モードによる仕事量に ○・一を乗じた値との和で除した値</p>	<p>八モードによる測定並びに暖機状態での N R T C モードによる測定及び冷機状態での N R T C モード</p>
	<p>一キロワット時 当たり○・九グ ラム</p>

NRTCによる測定であつて、暖機状態でのNRTCによる排出ガス量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる排出ガス量に〇・九を乗じた値との和を暖機状態でのNRTCによる仕事量に

による測定であつて、暖機状態でのNRTCのモードによる排出ガス量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCのモードによる排出ガス量に〇・九を乗じた値との和を暖機状態でのNRTCのモードによる仕事量に

軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が五十六キロワット以上七十五キロワット未満のもの	八モードによる測定又はRMCによる測定並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCによる測定であつて、暖機状態でのNRTCによる測定による排出ガ	よる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値	一キロワット時 当たり〇・二五グラム
		八モードによる測定又はRMCによる測定並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCによる測定であつて、暖機状態でのNRTCによる測定による排出ガ	一キロワット時 当たり〇・二五グラム

軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が五十六キロワット以上七十五キロワット未満のもの	八モードによる測定又はRMCによる測定並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCによる測定であつて、暖機状態でのNRTCによる測定による排出ガ	NRTCモードによる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値	一キロワット時 当たり〇・二五グラム
		NRTCモードによる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値	一キロワット時 当たり〇・二五グラム

た値	の和で除した値	乗じた値と	に〇・一を	よる仕事量	N R T Cに	機状態での	じた値と冷	〇・九を乗	る仕事量に	R T Cによ	状態でのN	の和を暖機	乗じた値と	に〇・一を	排出ガス量	T Cによる	態でのN R	値と冷機状	九を乗じた	ス量に〇・
----	---------	-------	-------	-------	----------	-------	-------	-------	-------	---------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	--------	-------	-------	-------

で除した値	た値との和	・一を乗じ	仕事量に〇	ードによる	N R T Cモ	機状態での	じた値と冷	〇・九を乗	る仕事量に	モードによ	のN R T C	暖機状態で	値との和を	一を乗じた	ス量に〇・	よる排出ガ	Cモードに	でのN R T	と冷機状態	を乗じた値	量に〇・九
-------	-------	-------	-------	-------	----------	-------	-------	-------	-------	-------	----------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	---------	-------	-------	-------

軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が七十五キロワット以上百三十キロワット未満のもの	八モードによる測定又はRMCによる測定並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCによる測定であつて、暖機状態でのNRTCによる排出ガス量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる排出ガス量	一キロワット時当たり〇・二五グラム
--	---	-------------------

軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が七十五キロワット以上百三十キロワット未満のもの	八モードによる測定並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCによる測定であつて、暖機状態でのNRTCによる排出ガス量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる排出ガス量	一キロワット時当たり〇・二五グラム
--	---	-------------------

<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が百三十キロワット以上五百六十キロワット未</p>	
<p>八モードによる測定又はRMCによる測定並びに暖機状態</p>	<p>に〇・一を乗じた値との和を暖機状態でのNRTCによる仕事量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値</p>
<p>一キロワット時当たり〇・二五グラム</p>	

<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が百三十キロワット以上五百六十キロワット未</p>	
<p>八モードによる測定並びに暖機状態でのNRTCモード</p>	<p>ス量に〇・一を乗じた値との和を暖機状態でのNRTCモードによる仕事量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCモードによる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値</p>
<p>一キロワット時当たり〇・二五グラム</p>	

満のもの

態でのNRC
TCによる
測定及び冷
機状態での
NRTCに
よる測定で
あつて、暖
機状態での
NRTCに
よる排出ガ
ス量に〇・
九を乗じた
値と冷機状
態でのNRC
TCによる
排出ガス量
に〇・一を
乗じた値と
の和を暖機
状態でのN
RTCによ
る仕事量に

満のもの

による測定
及び冷機状
態でのNRC
TCモード
による測定
であつて、
暖機状態で
のNRTC
モードによ
る排出ガス
量に〇・九
を乗じた値
と冷機状態
でのNRTC
Cモードに
よる排出ガ
ス量に〇・
一を乗じた
値との和を
暖機状態で
のNRTC
モードによ

窒素酸化物	蒸発ガスと排出されるもの	排出されるもの	
		軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満のもの
(略)	(略)		動車

窒素酸化物	蒸発ガスと排出されるもの	排出されるもの	
		(新規)	動車
(略)	(略)		

軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上三十七キロワット未満のもの	八モードによる測定又はRMCによる測定並びに暖機状態でのNR測定及び冷機状態でのNRTCによる測定であつて、暖機状態でのNRTCによる排出ガスの量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる排出ガスの量	一キロワット時 当たり五・三グ ラム
---	--	--------------------------

軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上三十七キロワット未満のもの	八モードによる測定並びに暖機状態でのNRTCモードによる測定及び冷機状態でのNRTCモードによる排出ガスの量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCモードによる排出ガスの量	一キロワット時 当たり五・三グ ラム
---	--	--------------------------

軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が三十七キロワット以上五十六キロワット未満	八モードによる測定又はRMCによる測定並びに暖機状態	一キロワット時	に〇・一を乗じた値との和を暖機状態でのNRTCによる仕事量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値
			一キロワット時

軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が三十七キロワット以上五十六キロワット未満	八モードによる測定並びに暖機状態でのNRTCモード	一キロワット時	ス量に〇・一を乗じた値との和を暖機状態でのNRTCモードによる仕事量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCモードによる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値
			一キロワット時

のもの

態でのNRC
TCによる
測定及び冷
機状態での
NRTCに
よる測定で
あつて、暖
機状態での
NRTCに
よる排出ガ
ス量に〇・
九を乗じた
値と冷機状
態でのNRC
TCによる
排出ガス量
に〇・一を
乗じた値と
の和を暖機
状態でのN
RTCによ
る仕事量に

のもの

による測定
及び冷機状
態でのNRC
TCモード
による測定
であつて、
暖機状態で
のNRTC
モードによ
る排出ガス
量に〇・九
を乗じた値
と冷機状態
でのNRTC
Cモードに
よる排出ガ
ス量に〇・
一を乗じた
値との和を
暖機状態で
のNRTC
モードによ

	<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が五十六キロワット以上七十五キロワット未満のもの</p>
<p>○・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる仕事量に○・一を乗じた値との和で除した値</p>	<p>八モードによる測定又はRMCによる測定並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCによる測定</p>
	<p>一キロワット時 当たり○・五三グラム</p>

	<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が五十六キロワット以上七十五キロワット未満のもの</p>
<p>る仕事量に○・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCモードによる仕事量に○・一を乗じた値との和で除した値</p>	<p>八モードによる測定並びに暖機状態でのNRTCモードによる測定及び冷機状態でのNRTCモードによる測定</p>
	<p>一キロワット時 当たり四・四グラム</p>

あつて、暖
機状態での
N R T C に
よる排出ガ
ス量に〇・
九を乗じた
値と冷機状
態での N R
T C による
排出ガス量
に〇・一を
乗じた値と
の和を暖機
状態での N
R T C によ
る仕事量に
〇・九を乗
じた値と冷
機状態での
N R T C に
よる仕事量
に〇・一を

暖機状態で
の N R T C
モードによ
る排出ガス
量に〇・九
を乗じた値
と冷機状態
での N R T
C モードに
よる排出ガ
ス量に〇・
一を乗じた
値との和を
暖機状態で
の N R T C
モードによ
る仕事量に
〇・九を乗
じた値と冷
機状態での
N R T C モ
ードによる

乗じた値との和で除した値	軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が七十五キロワット以上百三十キロワット未満のもの	八モードによる測定又はRMCによる測定並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCによる測定であつて、暖機状態でのNRTCによる排出ガスを乗じた
		一キロワット時当たり〇・五三グラム

仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値	軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が七十五キロワット以上百三十キロワット未満のもの	八モードによる測定並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCモードによる測定であつて、暖機状態でのNRTCモードによる排出ガスを乗じた値
		一キロワット時当たり四・四グラム

軽油を燃料とする大	
	値と冷機状態でのNRTCによる排出ガス量に〇・一を乗じた値との和を暖機状態でのNRTCによる仕事量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値
八モードに	
一キロワット時	

軽油を燃料とする大	
	と冷機状態でのNRTCモードによる排出ガス量に〇・一を乗じた値との和を暖機状態でのNRTCモードによる仕事量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCモードによる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値
八モードに	
一キロワット時	

型特殊自動車であつて、定格出力が百三十キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	よる測定又はRMCによる測定並びに暖機状態でのNR測定及び冷機状態でのNRによる測定であつて、暖機状態でのNRによる排出ガス量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRによる排出ガス量に〇・一を乗じた値と	よる測定又 当たり〇・五三 グラム
--	---	-------------------------

型特殊自動車であつて、定格出力が百三十キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	よる測定並びに暖機状態でのNRモードによる測定及び冷機状態でのNRモードによる排出ガス量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRモードによる排出ガス量に〇・一を乗じた	よる測定並 当たり二・七 グラム
--	---	------------------------

		粒子状物質	
七キロワット未満の 七キロワット以上三十 キロワット以上十九 て、定格出力が十九 型特殊自動車であつ て、定格出力が十九 キロワット以上三十 七キロワット未満の	(略)	八モードに よる測定又	の和を暖機 状態でのN
		はRMCに よる測定並	RTCによ る仕事量に ○・九を乗 じた値と冷 機状態での
		びに暖機状 に	NRTCに よる仕事量 に○・一を 乗じた値と の和で除し た値
		一キロワット時 当たり○・〇四 グラム	

		粒子状物質	
七キロワット未満の 七キロワット以上三十 キロワット以上十九 て、定格出力が十九 型特殊自動車であつ て、定格出力が十九 キロワット以上三十 七キロワット未満の	(略)	八モードに よる測定並	値との和を 暖機状態で のNRTC
		びに暖機状 態でのNR	モードによ る仕事量に ○・九を乗 じた値と冷 機状態での
		TCモード に	NRTCモ ードによる 仕事量に○ ・一を乗じ た値との和 で除した値
		一キロワット時 当たり○・〇四 グラム	

もの

態でのNRC
TCによる
測定及び冷
機状態での
NRTCに
よる測定で
あつて、暖
機状態での
NRTCに
よる排出ガ
ス量に〇・
九を乗じた
値と冷機状
態でのNRC
TCによる
排出ガス量
に〇・一を
乗じた値と
の和を暖機
状態でのN
RTCによ
る仕事量に

もの

による測定
及び冷機状
態でのNRC
TCモード
による測定
であつて、
暖機状態で
のNRTC
モードによ
る排出ガス
量に〇・九
を乗じた値
と冷機状態
でのNRTC
Cモードに
よる排出ガ
ス量に〇・
一を乗じた
値との和を
暖機状態で
のNRTC
モードによ

軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が三十七キロワット以上五十六キロワット未満のもの	八モードによる測定又はRMCによる測定並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCによる測定	○・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる仕事量に○・一を乗じた値との和で除した値	一キロワット時 当たり○・〇三三グラム

軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が三十七キロワット以上五十六キロワット未満のもの	八モードによる測定並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCによる測定	〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる仕事量に○・一を乗じた値との和で除した値	一キロワット時 当たり○・〇三三グラム

あつて、暖
機状態での
N R T C に
よる排出ガ
ス量に〇・
九を乗じた
値と冷機状
態での N R
T C による
排出ガス量
に〇・一を
乗じた値と
の和を暖機
状態での N
R T C によ
る仕事量に
〇・九を乗
じた値と冷
機状態での
N R T C に
よる仕事量
に〇・一を

暖機状態で
の N R T C
モードによ
る排出ガス
量に〇・九
を乗じた値
と冷機状態
での N R T
C モードに
よる排出ガ
ス量に〇・
一を乗じた
値との和を
暖機状態で
の N R T C
モードによ
る仕事量に
〇・九を乗
じた値と冷
機状態での
N R T C モ
ードによる

乗じた値との和で除した値	軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が五十六キロワット以上七十五キロワット未満のもの	八モードによる測定又はRMCによる測定並	一キロワット時当たり〇・〇三グラム
		八モードによる測定又はRMCによる測定並	一キロワット時当たり〇・〇三グラム

仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値	軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が五十六キロワット以上七十五キロワット未満のもの	八モードによる測定並びに暖機状態でのNRによる測定及び冷機状態でのNRによる測定であつて、暖機状態でのNRTCによる測定	一キロワット時当たり〇・〇三グラム
		八モードによる測定並びに暖機状態でのNRによる測定及び冷機状態でのNRによる測定であつて、暖機状態でのNRTCによる測定	一キロワット時当たり〇・〇三グラム

軽油を燃料とする大	値と冷機状態でのNRTCによる排出ガス量に〇・一を乗じた値との和を暖機状態でのNRTCによる仕事量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値
	八モードに一キロワット時

軽油を燃料とする大	と冷機状態でのNRTCモードによる排出ガス量に〇・一を乗じた値との和を暖機状態でのNRTCモードによる仕事量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCモードによる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値
	八モードに一キロワット時

型特殊自動車であつて、定格出力が七十五キロワット以上百三十キロワット未満のもの

型特殊自動車であつて、定格出力が七十五キロワット以上百三十キロワット未満のもの	よる測定又はRMCによる測定並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCによる測定であつて、暖機状態でのNRTCによる排出ガスの量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる排出ガスの量に〇・一を乗じた値と	よる測定又 当たり〇・〇三 グラム
---	--	-------------------------

型特殊自動車であつて、定格出力が七十五キロワット以上百三十キロワット未満のもの

型特殊自動車であつて、定格出力が七十五キロワット以上百三十キロワット未満のもの	よる測定並びに暖機状態でのNRTCモードによる測定及び冷機状態でのNRTCモードによる排出ガスの量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCモードによる排出ガスの量に〇・一を乗じた	よる測定並 当たり〇・〇三 グラム
---	---	-------------------------

<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が百三十キロワット以上五百六十キロワット未満のもの</p>	
<p>TCによる状態でのNR及び冷機状態による測定</p>	<p>の和を暖機状態でのNRTCによる仕事量に○・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる仕事量に○・一を乗じた値との和で除した値</p> <p>一キロワット時 当たり○・〇三グラム</p>

<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が百三十キロワット以上五百六十キロワット未満のもの</p>	
<p>TCモードによる測定及び冷機状態による測定</p>	<p>値との和を暖機状態でのNRTCモードによる仕事量に○・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCモードによる仕事量に○・一を乗じた値との和で除した値</p> <p>一キロワット時 当たり○・〇三グラム</p>

測定及び冷
機状態での
NRTCに
よる測定で
あつて、暖
機状態での
NRTCに
よる排出ガ
ス量に〇・
九を乗じた
値と冷機状
態でのNR
TCによる
排出ガス量
に〇・一を
乗じた値と
の和を暖機
状態でのN
RTCによ
る仕事量に
〇・九を乗
じた値と冷

態でのNR
TCモード
による測定
であつて、
暖機状態で
のNRTC
モードによ
る排出ガス
量に〇・九
を乗じた値
と冷機状態
でのNRTC
モードに
よる排出ガ
ス量に〇・
一を乗じた
値との和を
暖機状態で
のNRTC
モードによ
る仕事量に
〇・九を乗

(廃止)	
	機状態での N R T Cに よる仕事量 に○・一を 乗じた値と の和で除し た値

粒子状物質 のうちディー ゼル黒煙	
軽油を燃料とする大 型特殊自動車であつ て、定格出力が十九 キロワット以上三十 七キロワット未満の もの	軽油を燃料とする大 型特殊自動車であつ て、定格出力が十九 キロワット以上三十 七キロワット未満の もの
八モードに よる測定	八モードに よる測定
二十五パーセン ト	二十五パーセン ト
機状態での N R T Cモ ードによる 仕事量に○ ・一を乗じ た値との和 で除した値	じた値と冷 機状態での N R T Cモ ードによる 仕事量に○ ・一を乗じ た値との和 で除した値

軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が五十キロワット以上七十キロワット未満のもの	八モードによる測定	二十五パーセント
軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が七十五キロワット以上百三十キロワット未満のもの	八モードによる測定	二十五パーセント
軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が百三十キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	八モードによる測定	二十五パーセント

備考

一〇十三 (略)

十四 暖機状態でのNRTCによる測定とは、原動機が暖機状態となつた後に、次の表の時間の欄に掲げる時間において、同表の回転数及びトルクの欄に掲げる回転数及びトルクで運転する場合に発生し、排気管から排出される排出物に含まれる自動車排出ガスの単位時間当たりの質量を、当該運転条件で運転する場合に発生した仕事率で除することにより単位時間及び単位仕事率当たりの自動車排出ガスの質量を測定する方法をいう。

十五 冷機状態でのNRTCによる測定とは、原動機を備考第十四号の表の時間の欄に掲げる時間において、同表の回転数及びトルクの欄に掲げる回転数及びトルクで運転した場合に発生し、排気管から排出される排出物に含まれる自動車排出ガスの単位時間当たりの質量を、当該運転条件で運転する場合に発生した仕事率で除することにより単位時間及び単位仕事率当たりの自動車排出ガスの質量を原動機の始動時から測定する方法をいう。

十六 RMCによる測定とは、自動車を次の表の上欄に掲げる運転順序に従い、同表の中欄に掲げる運転条件で同表の下欄に掲げる時間運転する場合に排気管から排出される排出物に含まれる自動車排出ガスの単位時間当たりの質量を、同表の中欄に掲

備考

一〇十三 (略)

十四 暖機状態でのNRTCモードによる測定とは、原動機が暖機状態となつた後に、次の表の時間の欄に掲げる時間において、同表の回転数及びトルクの欄に掲げる回転数及びトルクで運転する場合に発生し、排気管から排出される排出物に含まれる自動車排出ガスの単位時間当たりの質量を、当該運転条件で運転する場合に発生した仕事率で除することにより単位時間及び単位仕事率当たりの自動車排出ガスの質量を測定する方法をいう。

十五 冷機状態でのNRTCモードによる測定とは、原動機を備考第三号の表の時間の欄に掲げる時間において、同表の回転数及びトルクの欄に掲げる回転数及びトルクで運転した場合に発生し、排気管から排出される排出物に含まれる自動車排出ガスの単位時間当たりの質量を、当該運転条件で運転場合発生した仕事率で除することにより単位時間及び単位仕事率当たりの自動車排出ガスの質量を原動機の始動時から測定する方法をいう。

げる運転条件で運転する場合に発生した仕事率で除することにより単位時間及び単位仕事率当たりの自動車排出ガスの質量を測定する方法をいう。

運転 順序	運 転 条 件	時間 (秒)
一	原動機を無負荷運転している状態	百二十六
二	原動機を一の項の状態から三の項の状態になるまで直線的に移行させている状態	二十
三	原動機を中間回転数（原動機が最大トルクを発生する回転数（以下この項において「最大トルク発生回転数」という。）をいう。ただし、最大トルク発生回転数が原動機の定格回転数の六十パーセントの回転数未満の場合にあつては、中間回転数は定格回転数の六十パーセントの回転数とし、最大トルク発生回転数が原動機の定格回転数の七十五パーセントの回転数を超える場合にあつては、中間回転数は定格回転数の七十五パーセントの回転数	百五十九

							なるまで直線的に移行させている状態
十一	原動機を定格出力時の回転数でその負荷を全負荷の十パーセントにして運転している状態	百六十四					
十二	原動機を十一の項の状態から十三の項の状態になるまで直線的に移行させている状態	二十					
十三	原動機を定格出力時の回転数でその負荷を全負荷の七十五パーセントにして運転している状態	二百四十八					
十四	原動機を十三の項の状態から十五の項の状態になるまで直線的に移行させている状態	二十					
十五	原動機を定格出力時の回転数でその負荷を全負荷の五十パーセントにして運転している状態	二百四十七					
十六	原動機を十五の項の状態から十七の項の状態になるまで直線的に移行させている状態	二十					

十七 軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて定格出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満のものに係るブローバイガスとして排出される炭化水素の量の許容限度は、当該大型特殊自動車について次の表に定める許容限度を適用する場合には、適用しないことができる。

自動車排出ガスの種類	自動車の種別	測定の方法	自動車排出ガスの量の許容限度
非メタン炭化水素（排気管から排出されるもの及びブローバイガスとして排出されるものに限る。）	軽油を燃料とする過給機付の大型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	八モードによる測定又はRMCによる測定並びに暖機状態でのNR TCによる測定及び冷機状態でのNR TCによる測定	一キロワット時当たり〇・九グラム（定格出力が五十六キロワット以上五百六十キロワット未満の大型特殊自動車にあつては、一キロワット時当たり〇・二五グラム）

あつて、暖
機状態での
NRTCによ
る排出ガ
ス量に○・
九を乗じた
値と冷機状
態でのNR
TCによる
排出ガス量
に○・一を
乗じた値と
の和を暖機
状態でのN
RTCによ
る仕事量に
○・九を乗
じた値と冷
機状態での
NRTCに
よる仕事量
に○・一を

別表第一の二

自動車排出ガスの種類	自動車の種別	測定の方法	自動車排出ガスの量の許容限度
一酸化炭素	(略)		
	軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上三十キロワット未満のもの	八モードによる測定又はRMCによる測定に平均値並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCによる測定	一キロワット時当たり五・〇グラム
			乗じた値との和で除した値

別表第一の二

自動車排出ガスの種類	自動車の種別	測定の方法	自動車排出ガスの量の許容限度
一酸化炭素	(略)		
	軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上三十キロワット未満のもの	八モードによる測定に平均値並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCによる測定	一キロワット時当たり五・〇グラム

る測定であ
つて、暖機
状態でのN
RTCによ
る排出ガス
量に〇・九
を乗じた値
と冷機状態
でのNRTC
Cによる排
出ガス量に
〇・一を乗
じた値との
和を暖機状
態でのNRTC
による
仕事量に〇
・九を乗じ
た値と冷機
状態でのN
RTCによ
る仕事量に

あつて、暖
機状態での
NRTCモ
ードによる
排出ガス量
に〇・九を
乗じた値と
冷機状態で
のNRTC
モードによ
る排出ガス
量に〇・一
を乗じた値
との和を暖
機状態での
NRTCモ
ードによる
仕事量に〇
・九を乗じ
た値と冷機
状態でのN
RTCモ

<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が三十七キロワット以上七十五キロワット未満のもの</p>	<p>八モードによる測定又はRMCによる測定</p>	<p>○・一を乗じた値との和で除した値の平均値</p>
		<p>一キロワット時当たり五・〇グラム</p>

<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が三十七キロワット以上七十五キロワット未満のもの</p>	<p>八モードによる測定又はRMCによる測定</p>	<p>ドによる仕事量に○・一を乗じた値との和で除した値の平均値</p>
		<p>一キロワット時当たり五・〇グラム</p>

排出ガス
量に〇・九
を乗じた値
と冷機状態
でのNRTC
Cによる排
出ガス量に
〇・一を乗
じた値との
和を暖機状
態でのNRTC
による
仕事量に〇
・九を乗じ
た値と冷機
状態でのN
RTCによ
る仕事量に
〇・一を乗
じた値との
和で除した
値の平均値

排出ガス量
に〇・九を
乗じた値と
冷機状態で
のNRTC
モードによ
る排出ガス
量に〇・一
を乗じた値
との和を暖
機状態での
NRTCモ
ードによる
仕事量に〇
・九を乗じ
た値と冷機
状態でのN
RTCモー
ドによる仕
仕事量に〇
・一を乗じ
た値との和で

	<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が七十五キロワット以上百三十キロワット未満のもの</p>		<p>八モードによる測定又はRMCによる測定との平均値並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCによる測定であつて、暖機状態でのNRTCモードによる排出ガス量を〇・九を乗じた値と冷機状態</p>
		<p>一キロワット時 当たり五・〇グラム</p>	

	<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が七十五キロワット以上百三十キロワット未満のもの</p>	<p>除した値の 平均値</p>	<p>八モードによる測定との平均値並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCモードによる排出ガス量を〇・九を乗じた値と冷機状態</p>
		<p>一キロワット時 当たり五・〇グラム</p>	

軽油を燃料とする大	
	でのNRTC Cによる排 出ガス量に ○・一を乗 じた値との 和を暖機状 態でのNRTC による 仕事量に○ ・九を乗じ た値と冷機 状態でのN RTCによ る仕事量に ○・一を乗 じた値との 和で除した 値の平均値
一キロワット時	

軽油を燃料とする大	
	のNRTC モードによ る排出ガス 量に○・一 を乗じた値 との和を暖 機状態での NRTCモ ードによる 仕事量に○ ・九を乗じ た値と冷機 状態でのN RTCモ ードによる仕 事量に○・ 一を乗じた 値との和で 除した値の 平均値
一キロワット時	

型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が百三十キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	よる測定又はRMCによる測定	平均値並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCによる排出ガス量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる排出ガス量に〇・一を乗	当たり三・五ゲラム
---	----------------	---	-----------

型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が百三十キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	よる測定及び冷機状態でのNRTCモードによる測定及び冷機状態でのNRTCモードによる排出ガス量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCモードによる排出ガス量に〇・一	平均値並びに暖機状態でのNRTCモードによる排出ガス量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCモードによる排出ガス量に〇・一	当たり三・五ゲラム
---	--	--	-----------

のに限る。	出されるも	気管から排	化水素(排	非メタン炭	
型特殊自動車であつ	型特殊自動車又は小	軽油を燃料とする大	(略)		
はRMCに	よる測定又	八モードに			
ラム	当たり○・七グ	一キロワット時			

のに限る。	出されるも	気管から排	化水素(排	非メタン炭	
型特殊自動車であつ	型特殊自動車又は小	軽油を燃料とする大	(略)		
平均値並び	よる測定	八モードに			
ラム	当たり○・七グ	一キロワット時			

て、定格出力が十九
 キロワット以上三十
 キロワット未満の
 もの

よる測定
 の平均値並
 びに暖機状
 態でのNRT
 Cによる測
 定及び冷機
 状態でのN
 RTCによ
 る測定であ
 るつて、暖
 機状態での
 NRTCによ
 る排出ガス
 量に〇・九
 を乗じた値
 と冷機状態
 でのNRTC
 Cによる排
 出ガス量に
 〇・一を乗
 じた値との
 和を暖機状

て、定格出力が十九
 キロワット以上三十
 キロワット未満の
 もの

に暖機状態
 でのNRTC
 Cモードに
 よる測定及
 び冷機状態
 でのNRTC
 Cモードに
 よる測定で
 あつて、暖
 機状態での
 NRTCモ
 ードによる
 排出ガス量
 に〇・九を
 乗じた値と
 冷機状態で
 のNRTC
 モードによ
 る排出ガス
 量に〇・一
 を乗じた値
 との和を暖

<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が三十七キロワット以上五十六キロワット未満のもの</p>	
<p>八モードによる測定又はRMCによる測定の際のNRT</p>	<p>態でのNRTによる仕事量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値の平均値</p>
<p>一キロワット時当たり〇・七グラム</p>	

<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が三十七キロワット以上五十六キロワット未満のもの</p>	
<p>八モードによる測定の際のNRTCモードによる測定及び</p>	<p>機状態でのNRTCモードによる仕事量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCモードによる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値の平均値</p>
<p>一キロワット時当たり〇・七グラム</p>	

・九を乗じ
仕事量に○
TCによる
状態でのNR
和を暖機状
じた値との
○・一を乗
出ガス量に
Cによる排
でのNRT
と冷機状態
を乗じた値
量に○・九
る排出ガス
RTCによ
状態でのN
つて、暖機
る測定であ
RTCによ
状態でのN
定及び冷機
状態でのN
Cによる測

仕事量に○
モードによる
NRTCモ
機状態での
との和を暖
を乗じた値
量に○・一
る排出ガス
モードによ
のNRTC
冷機状態で
乗じた値と
に○・九を
排出ガス量
モードによる
NRTCモ
機状態での
あつて、暖
よる測定で
Cモードに
でのNRT
び冷機状態

	<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が五十六キロワット以上七十五キロワット未満のもの</p>
<p>た値と冷機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCによる測定</p>	<p>平均値並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCによる測定</p>
<p>・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCモードによる測定</p>	<p>一キロワット時当たり〇・一九グラム</p>

	<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が五十六キロワット以上七十五キロワット未満のもの</p>
<p>・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCモードによる測定</p>	<p>平均値並びに暖機状態でのNRTCモードによる測定及び冷機状態でのNRTCモードによる測定</p>
<p>一キロワット時当たり〇・一九グラム</p>	<p>一キロワット時当たり〇・一九グラム</p>

る測定であ
つて、暖機
状態でのN
RTCによ
る排出ガス
量に〇・九
を乗じた値
と冷機状態
でのNRTC
Cによる排
出ガス量に
〇・一を乗
じた値との
和を暖機状
態でのNRTC
による
仕事量に〇
・九を乗じ
た値と冷機
状態でのN
RTCによ
る仕事量に

あつて、暖
機状態での
NRTCモ
ードによる
排出ガス量
に〇・九を
乗じた値と
冷機状態で
のNRTC
モードによ
る排出ガス
量に〇・一
を乗じた値
との和を暖
機状態での
NRTCモ
ードによる
仕事量に〇
・九を乗じ
た値と冷機
状態でのN
RTCモ

る排出ガス
量に〇・九
を乗じた値
と冷機状態
でのNRTC
Cによる排
出ガス量に
〇・一を乗
じた値との
和を暖機状
態でのNRTC
による
仕事量に〇
・九を乗じ
た値と冷機
状態でのN
RTCによ
る仕事量に
〇・一を乗
じた値との
和で除した
値の平均値

排出ガス量
に〇・九を
乗じた値と
冷機状態で
のNRTC
モードによ
る排出ガス
量に〇・一
を乗じた値
との和を暖
機状態での
NRTCモ
ードによる
仕事量に〇
・九を乗じ
た値と冷機
状態でのN
RTCモー
ドによる仕
事量に〇・
一を乗じた
値との和で

	<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が百三十キロワット以上五百六十キロワット未満のもの</p>	<p>八モードによる測定又はRMCによる測定の平均值並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCによる測定であつて、暖機状態でのNRTCによる排出ガスを乗じた値と冷機状態</p>	<p>一キロワット時 当たり〇・一九グラム</p>
--	---	---	-------------------------------

	<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が百三十キロワット以上五百六十キロワット未満のもの</p>	<p>八モードによる測定及び冷機状態でのNRTCによる測定であつて、暖機状態でのNRTCモードによる排出ガスを乗じた値と冷機状態で</p>	<p>除した値の 平均値</p> <p>一キロワット時 当たり〇・一九グラム</p>
--	---	---	--

炭化	
排気	
(略)	
	<p>でのNRT Cによる排 出ガス量に ○・一を乗 じた値との 和を暖機状 態でのNR TCによる 仕事量に○ ・九を乗じ た値と冷機 状態でのN RTCによ る仕事量に ○・一を乗 じた値との 和で除した 値の平均値</p>

炭化	
排気	
(略)	
	<p>のNRTC モードによ る排出ガス 量に○・一 を乗じた値 との和を暖 機状態での NRTCモ ードによる 仕事量に○ ・九を乗じ た値と冷機 状態でのN RTCモ ードによる仕 事量に○・ 一を乗じた 値との和で 除した値の 平均値</p>

R T C | よ
状態での N |
た値と冷機
・九を乗じ
仕事量に ○
T C | による
態での N R |
和を暖機状
じた値との
○・一を乗
出ガス量に
C | による排
での N R T |
と冷機状態
を乗じた値
量に ○・九
R T C | によ
る排出ガス
量に ○・九
を乗じた値
と冷機状態
での N R T |
C | による排
出ガス量に
○・一を乗
じた値との
和を暖機状
態での N R |
T C | による
仕事量に ○
・九を乗じ
た値と冷機
状態での N |
R T C | よ

よる測定で
あつて、暖
機状態での
N R T C モ
ードによる
排出ガス量
に ○・九を
乗じた値と
冷機状態で
の N R T C
モードによ
る排出ガス
量に ○・一
を乗じた値
との和を暖
機状態での
N R T C モ
ードによる
仕事量に ○
・九を乗じ
た値と冷機
状態での N |
状態での N |
R T C | よ

RTCによる排出ガス量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる排出ガス量に〇・九を乗じた値との和で除した

モードによる排出ガス量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCモードによる仕事量に〇・九を乗じた値との和を暖機状態でのNRTCモードによる仕事量に〇・九を乗じた値との和を乗じた

	<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が五十六キロワット以上七十五キロワット未満のもの</p>	<p>八モードによる測定又はRMCによる測定の際のNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCによる測定であつて、暖機状態でのNRTCによる排出ガスを乗じた値</p>	<p>値の平均値</p>
		<p>一キロワット時当たり〇・四グラム</p>	

	<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が五十六キロワット以上七十五キロワット未満のもの</p>	<p>八モードによる測定の際のNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCによる測定であつて、暖機状態でのNRTCモードによる排出ガスを乗じた値と</p>	<p>値との和で除した値の平均値</p>
		<p>一キロワット時当たり三・三グラム</p>	

と冷機状態 でのNRT Cによる排 出ガス量に ○・一を乗 じた値との 和を暖機状 態でのNRT TCによる 仕事量に○ ・九を乗じ た値と冷機 状態でのN RTCによ る仕事量に ○・一を乗 じた値との 和で除した 値の平均値	

冷機状態で のNRTC モードによ る排出ガス 量に○・一 を乗じた値 との和を暖 機状態での NRTCモ ードによる 仕事量に○ ・九を乗じ た値と冷機 状態でのN RTCモー ドによる仕 事量に○・ 一を乗じた 値との和で 除した値の 平均値	

軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が七十五キロワット以上百三十キロワット未満のもの	八モードによる測定又はRMCによる測定	一キロワット時当たり〇・四グラム
	平均値並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCによる測定であつて、暖機状態でのNRTCによる排出ガスを乗じた値と冷機状態でのNRTCによる排出ガス量に〇・九を乗じた値	

軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が七十五キロワット以上百三十キロワット未満のもの	八モードによる測定	一キロワット時当たり三・三グラム
	平均値並びに暖機状態でのNRTCモードによる測定及び冷機状態でのNRTCモードによる排出ガスを乗じた値と冷機状態でのNRTCモードによる排出ガス量に〇・九を乗じた値	

軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が百三	八モードによる測定又はRMCによる測定	○・一を乗じた値との和を暖機状態でのNRTCによる仕事量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値の平均値	一キロワット時 当たり〇・四グラム
		〇・一を乗じた値との和を暖機状態でのNRTCによる仕事量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値の平均値	一キロワット時 当たり〇・四グラム

軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が百三	八モードによる測定及び平均値並びに暖機状態	量に〇・一を乗じた値との和を暖機状態でのNRTCモードによる仕事量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCモードによる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値の平均値	一キロワット時 当たり二・〇グラム
		量に〇・一を乗じた値との和を暖機状態でのNRTCモードによる仕事量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCモードによる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値の平均値	一キロワット時 当たり二・〇グラム

十キロワット以上五
百六十キロワット未
満のもの

平均値並び
に暖機状態
でのNRT
Cによる測
定及び冷機
状態でのN
RTCによ
る測定であ
つて、暖機
状態でのN
RTCによ
る排出ガス
量に〇・九
を乗じた値
と冷機状態
でのNRT
Cによる排
出ガス量に
〇・一を乗
じた値との
和を暖機状
態でのNRT

十キロワット以上五
百六十キロワット未
満のもの

でのNRT
Cモードに
よる測定及
び冷機状態
でのNRT
Cモードに
よる測定で
あつて、暖
機状態での
NRTCモ
ードによる
排出ガス量
に〇・九を
乗じた値と
冷機状態で
のNRTC
モードによ
る排出ガス
量に〇・一
を乗じた値
との和を暖
機状態での

粒子状物質		
軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上三十キロワット未満の七キロワット未満の	(略)	T C による 仕事量に〇 ・九を乗じ た値と冷機 状態での N R T C によ る仕事量に 〇・一を乗 じた値との 和で除した 値の平均値
		八モードに よる測定又 は R M C に よる測定の 平均値並び に暖機状態
		一キロワット時 当たり〇・〇三 グラム

粒子状物質		
軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上三十キロワット未満の七キロワット未満の	(略)	N R T C モ ードによる 仕事量に〇 ・九を乗じ た値と冷機 状態での N R T C モー ドによる仕 事量に〇・ 一を乗じた 値との和で 除した値の 平均値
		八モードに よる測定の 平均値並び に暖機状態
		一キロワット時 当たり〇・〇三 グラム

もの

でのNRT
Cによる測
定及び冷機
状態でのN
RTCによ
る測定であ
つて、暖機
状態でのN
RTCによ
る排出ガス
量に〇・九
を乗じた値
と冷機状態
でのNRT
Cによる排
出ガス量に
〇・一を乗
じた値との
和を暖機状
態でのNR
TCによる
仕事量に〇

もの

よる測定及
び冷機状態
でのNRT
Cモードに
よる測定で
あつて、暖
機状態での
NRTCモ
ードによる
排出ガス量
に〇・九を
乗じた値と
冷機状態で
のNRTC
モードによ
る排出ガス
量に〇・一
を乗じた値
との和を暖
機状態での
NRTCモ
ードによる

<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が三十七キロワット以上五十六キロワット未満のもの</p>	
<p>八モードによる測定又はRMCによる測定の際のNRTCによる測定及び冷機状態でのN</p>	<p>・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値の平均値</p>
	<p>一キロワット時当たり〇・〇二五グラム</p>

<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が三十七キロワット以上五十六キロワット未満のもの</p>	
<p>八モードによる測定の際のNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCモードに</p>	<p>仕事量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCモードによる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値の平均値</p>
	<p>一キロワット時当たり〇・〇二五グラム</p>

R T C | よ
状態での N |
た値と冷機
・九を乗じ
仕事量に ○
T C | よる
態での N R |
和を暖機状
じた値との
○・一を乗
出ガス量に
C | よる排
での N R T |
と冷機状態
を乗じた値
量に ○・九
R T C | よ
る排出ガス
量に ○・九
を乗じた値
と冷機状態
での N R T |
C | よる排
出ガス量に
○・一を乗
じた値との
和を暖機状
態での N R |
T C | よる
仕事量に ○
・九を乗じ
た値と冷機
状態での N |
R T C | よ

よる測定で
あつて、暖
機状態での
N R T C モ
ードによる
排出ガス量
に ○・九を
乗じた値と
冷機状態で
の N R T C
モードによ
る排出ガス
量に ○・一
を乗じた値
との和を暖
機状態での
N R T C モ
ードによる
仕事量に ○
・九を乗じ
た値と冷機
状態での N |
R T C | よ

	<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が五十六キロワット以上七十五キロワット未満のもの</p>	<p>る仕事量に ○・一を乗 じた値との 和で除した 値の平均値</p>	<p>八モードに よる測定又 はRMCに よる測定の 平均値並び に暖機状態 でのNRT Cによる測 定及び冷機 状態でのN RTCによ る測定であ つて、暖機 状態でのN</p>	<p>一キロワット時 あたり○・○二 グラム</p>
--	--	--	--	------------------------------------

	<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が五十六キロワット以上七十五キロワット未満のもの</p>	<p>RTCモード による仕 事量に○・ 一を乗じた 値との和で 除した値の 平均値</p>	<p>八モードに よる測定の 平均値並び に暖機状態 でのNRT Cモードに よる測定及 び冷機状態 でのNRT Cモードに よる測定で あつて、暖 機状態での NRTCモ</p>	<p>一キロワット時 あたり○・○二 グラム</p>
--	--	--	--	------------------------------------

RTCによる排出ガス量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる排出ガス量に〇・九を乗じた値との和で除した

モードによる排出ガス量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCモードによる仕事量に〇・九を乗じた値との和を暖機状態でのNRTCモードによる仕事量に〇・九を乗じた値との和を乗じた値

	<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が七十五キロワット以上百三十キロワット未満のもの</p>	<p>八モードによる測定又はRMCによる測定の際、暖機状態でのNRTCによる測定である測定であつて、暖機状態でのNRTCによる排出ガスを乗じた値</p>	<p>値の平均値</p>
			<p>一キロワット時当たり〇・〇二グラム</p>

	<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が七十五キロワット以上百三十キロワット未満のもの</p>	<p>八モードによる測定の際、暖機状態でのNRTCモードによる排出ガスを乗じた値と</p>	<p>値との和で除した値の平均値</p>
			<p>一キロワット時当たり〇・〇二グラム</p>

と冷機状態 でのNRT Cによる排 出ガス量に ○・一を乗 じた値との 和を暖機状 態でのNRT TCによる 仕事量に○ ・九を乗じ た値と冷機 状態でのN RTCによ る仕事量に ○・一を乗 じた値との 和で除した 値の平均値	

冷機状態で のNRTC モードによ る排出ガス 量に○・一 を乗じた値 との和を暖 機状態での NRTCモ ードによる 仕事量に○ ・九を乗じ た値と冷機 状態でのN RTCモー ドによる仕 事量に○・ 一を乗じた 値との和で 除した値の 平均値	

軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が百三十キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	八モードによる測定又はRMCによる測定	一キロワット時当たり〇・〇二グラム
	平均値並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCによる測定であつて、暖機状態でのNRTCによる排出ガスを乗じた値と冷機状態でのNRTCによる排出ガス量に〇・九を乗じた値	
	冷機状態でのNRTCによる排出ガス量	

軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が百三十キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	八モードによる測定	一キロワット時当たり〇・〇二グラム
	平均値並びに暖機状態でのNRTCモードによる測定及び冷機状態でのNRTCモードによる測定であつて、暖機状態でのNRTCモードによる排出ガスを乗じた値と冷機状態でのNRTCモードによる排出ガス量	
	冷機状態でのNRTCモードによる排出ガス量	

(廃止)	
	○・一を乗じた値との和を暖機状態でのNRTCによる仕事量に○・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる仕事量に○・一を乗じた値との和で除した値の平均値

粒子状物質のうちディーゼル黒煙	
軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が十九	量に○・一を乗じた値との和を暖機状態でのNRTCモードによる仕事量に○・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCモードによる仕事量に○・一を乗じた値との和で除した値の平均値
八モードによる測定	二十五パーセン

キロワット以上三十 七キロワット未満の もの	八モードに よる測定	ト 二十五パーセン
軽油を燃料とする大 型特殊自動車又は小 型特殊自動車であつ て、定格出力が三十 七キロワット以上五 十六キロワット未満 のもの	八モードに よる測定	ト 二十五パーセン
軽油を燃料とする大 型特殊自動車又は小 型特殊自動車であつ て、定格出力が五十 七キロワット以上七 十五キロワット未満 のもの	八モードに よる測定	ト 二十五パーセン

備考

一 平均値とは、当該自動車及び当該自動車と同一の型式であつて既に法第七十五条第四項の検査又は規則第六十二条の三第五項の検査を終了したすべてのものにおける平均値をいう。

二 軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて定格出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満のものに係るブローバイガスとして排出される炭化水素の量の許容限度は、当該大型特殊自動車又は小型特殊自動車について次の

型特殊自動車であつて、定格出力が七十五キロワット以上百三十キロワット未満のもの	八モードによる測定	二十五パーセント
軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が百三十キロワット以上五百六十キロワット未満のもの		

備考

平均値とは、当該自動車及び当該自動車と同一の型式であつて既に法第七十五条第四項の検査又は規則第六十二条の三第五項の検査を終了したすべてのものにおける平均値をいう。

表に定める許容限度を適用する場合には、適用しないことができない。

自動車排出ガスの種類	自動車の種別	測定の方法	自動車排出ガスの量の許容限度
非メタン炭化水素（排気管から排出されるもの及びブローバイガスとして排出されるものに限る。）	軽油を燃料とする過給機付の大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	八モードによる測定又はRMCによる測定による平均値並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCによる測定であつて、暖機状態でのNRTCによる測定である排出ガス	一キロワット時当たり〇・七グラム（定格出力が五十六キロワット以上五百六十キロワット未満の大型特殊自動車又は小型特殊自動車にあつては、一キロワット時当たり〇・一九グラム）

量に〇・九 を乗じた値 と冷機状態 でのNRT Cによる排 出ガス量に 〇・一を乗 じた値との 和を暖機状 態でのNR TCによる 仕事量に〇 ・九を乗じ た値と冷機 状態でのN RTCによ る仕事量に 〇・一を乗 じた値との 和で除した 値の平均値

別表第二

自動車排出ガスの種類	自動車の種別	測定の方法	自動車排出ガスの量の許容限度
一酸化炭素	(略)		
炭化水素(排出されるものに限る)	(略)		
粒子状物質のうちディーゼル黒煙	(略)		
	軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満	無負荷急加速時の測定	光吸収係数〇・五〇 _三

別表第二

自動車排出ガスの種類	自動車の種別	測定の方法	自動車排出ガスの量の許容限度
一酸化炭素	(略)		
炭化水素(排出されるものに限る)	(略)		
粒子状物質のうちディーゼル黒煙	(略)		
	軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上三十七キロワット未満の	無負荷急加速時の測定	二十五パーセン

もの	軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が三十七キロワット以上五十六キロワット未満のもの	無負荷急加速時の測定	二十五パーセント
軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が五十六キロワット以上七十五キロワット未満のもの	無負荷急加速時の測定	二十五パーセント	
軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が七十五	無負荷急加速時の測定	二十五パーセント	

備考

一〇五(略)

六 法第五十九条第一項の新規検査若しくは法第七十一条第一項の予備検査又は規則第六十二条の三第五項の検査を受けて運行の用に供しようとする際、平成十七年六月二十八日環境省告示第六十五号による改正後の別表第一及び別表第一の二の適用を受けていない軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車に係るこの表の適用については、粒子状物質のうちディーゼル黒煙の項の規定は、適用しない。

七 法第五十九条第一項の新規検査又は法第七十一条第一項の予

五キロワット以上百三十キロワット未満のもの	軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が百三十キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	無負荷急加速時の測定	二十五パーセント

備考

一〇五(略)

六 法第五十九条第一項の新規検査又は法第七十一条第一項の予

備検査を受けて運行の用に供しようとする際、平成十九年十二月十三日環境省告示第百十三号による改正後の別表第一及び別表第一の二の適用を受けていない軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（二輪自動車を除く。）に係るこの表の適用については、粒子状物質のうちディーゼル黒煙の項中「光吸収係数〇・五 m^{-1} 」とあるのは、「二十五パーセント」とする。

八 法第五十九条第一項の新規検査若しくは法第七十一条第一項の予備検査又は規則第六十二条の三第五項の検査を受けて運行の用に供しようとする際、平成二十二年三月十八日環境省告示第十七号による改正後の別表第一及び別表第一の二の適用を受けていない軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車（平成十七年六月二十八日環境省告示第六十五号による改正後の別表第一及び別表第一の二の適用を受けていないものを除く。）に係るこの表の適用については、粒子状物質のうちディーゼル黒煙の項中「光吸収係数〇・五 m^{-1} 」とあるのは、「四十パーセント（定格出力が三十七キロワット以上五十六キロワット未満の大型特殊自動車又は小型特殊自動車にあつては三十五パーセント、定格出力が五十六キロワット以上七十五キロワット未満の大型特殊自動車又は小型特殊自動車にあつては三十パーセント、定格出力が七十五キロワット以上五百六十キロワット未満の大型特殊自動車又は小型特殊自動車にあつては二十五パーセント）」とする。

備検査を受けて運行の用に供しようとする際、平成十九年十二月十三日環境省告示第百十三号による改正後の別表第一及び別表第一の二の適用を受けていない自動車に係るこの表の適用については、粒子状物質のうちディーゼル黒煙の項中「光吸収係数〇・五 m^{-1} 」とあるのは、「二十五パーセント」とする。

九 法第五十九条第一項の新規検査若しくは法第七十一条第一項の予備検査又は規則第六十二条の三第五項の検査を受けて運行の用に供しようとする際、平成二十五年三月二十八日環境省告示第三十二号による改正後の別表第一及び別表第一の二の適用を受けていない軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車（平成二十二年三月十八日環境省告示第十七号による改正後の別表第一及び別表第一の二の適用を受けていないものを除く。）に係るこの表の適用については、粒子状物質のうちディーゼル黒煙の項中「光吸収係数 0.50 m^{-1} 」とあるのは、「二十五パーセント」とする。

付録第一・付録第二（略）

付録第一・付録第二（略）